

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成26年8月11日

【四半期会計期間】 第61期第3四半期(自平成26年4月1日至平成26年6月30日)

【会社名】 株式会社大森屋

【英訳名】 OHMORIYA Co., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 稲野 龍平

【本店の所在の場所】 大阪市福島区野田4丁目3番34号

【電話番号】 (06)6464 - 1198(代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 中田 勝

【最寄りの連絡場所】 大阪市福島区野田4丁目3番34号

【電話番号】 (06)6464 - 1198(代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 中田 勝

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第60期 第3四半期累計期間	第61期 第3四半期累計期間	第60期
会計期間		自 平成24年10月1日 至 平成25年6月30日	自 平成25年10月1日 至 平成26年6月30日	自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日
売上高	(千円)	11,751,347	11,785,541	15,516,678
経常利益	(千円)	333,464	283,700	388,466
四半期(当期)純利益	(千円)	185,179	245,942	206,740
持分法を適用した 場合の投資利益	(千円)			
資本金	(千円)	814,340	814,340	814,340
発行済株式総数	(千株)	5,098	5,098	5,098
純資産額	(千円)	9,553,155	9,738,189	9,577,468
総資産額	(千円)	12,785,078	12,423,209	12,227,034
1株当たり四半期 (当期)純利益金額	(円)	36.48	48.47	40.73
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)			
1株当たり配当額	(円)			20.00
自己資本比率	(%)	74.7	78.4	78.3

回次		第60期 第3四半期会計期間	第61期 第3四半期会計期間
会計期間		自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日	自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日
1株当たり四半期純利益金額	(円)	19.06	28.06

- (注) 1 当社は、四半期連結財務諸表を作成していませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については、記載していません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれていません。
- 3 持分法を適用した場合の投資利益は、関連会社がないため、記載していません。
- 4 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

2 【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等が行われておりません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第3四半期累計期間におけるわが国の経済は、政府の経済政策や日銀の金融緩和政策による円高是正と株価上昇により緩やかな回復基調にありましたが、新興国景気の減速など世界経済の下振れ懸念もあり、景気の先行きは依然として不透明なまま推移いたしました。

当社を取り巻く市場環境も、消費者の生活防衛意識の高まりから、節約志向、低価格志向が恒常化しており、大変厳しい環境となりました。また、前年は平年並みの生産量であった原料海苔は、今漁期は不作となり、品薄感から仕入価格は高騰いたしました。

このような状況のもと、当社では消費者のニーズに合った製品の販売強化に努めるとともに、コスト削減による競争力の強化に努めてまいりました。

その結果、当第3四半期累計期間の売上高は11,785百万円（前年同期比0.3%増）となりました。利益面におきましては、営業利益は273百万円（前年同期比13.9%減）、経常利益は283百万円（前年同期比14.9%減）となりました。四半期純利益は、特別利益に受取保険金148百万円を計上したことなどにより、前年同期比32.8%増の245百万円となりました。

以下、品目別売上高の状況は次のとおりであります。

家庭用海苔につきましては、消費者ニーズに合った製品の強化を図り、積極的な販売施策を推し進めた結果、売上高は4,504百万円（前年同期比6.4%増）となりました。進物品につきましては、ギフト市場の低迷が続いており、売上高は1,422百万円（前年同期比7.0%減）となりました。ふりかけ等につきましては、競合他社との販売競争激化により、売上高は2,380百万円（前年同期比7.4%減）となりました。業務用海苔につきましては、新規取引先の開拓もあり、売上高は3,458百万円（前年同期比2.0%増）となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(3) 研究開発活動

当第3四半期累計期間における研究開発活動の金額は、30百万円であります。

なお、当第3四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	11,561,360
計	11,561,360

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成26年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成26年8月11日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	5,098,096	5,098,096	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数 1,000株
計	5,098,096	5,098,096	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成26年4月1日～ 平成26年6月30日	-	5,098,096	-	814,340	-	1,043,871

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成26年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成26年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 23,000	-	単元株式数1,000株
完全議決権株式(その他)	普通株式5,039,000	5,039	同上
単元未満株式	普通株式 36,096	-	-
発行済株式総数	5,098,096	-	-
総株主の議決権	-	5,039	-

(注) 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式797株が含まれております。

【自己株式等】

平成26年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社大森屋	大阪市福島区野田 4丁目3番34号	23,000	-	23,000	0.45
計	-	23,000	-	23,000	0.45

2 【役員 の 状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の変動は、次のとおりであります。

退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
取締役会長		稲野 幸治	平成26年4月11日 (死亡による退任)

第4 【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間(平成26年4月1日から平成26年6月30日まで)及び第3四半期累計期間(平成25年10月1日から平成26年6月30日まで)に係る四半期財務諸表について、ひびき監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、従来から当社が監査証明を受けている大阪監査法人は、平成26年7月1日付けで、新橋監査法人及びペガサス監査法人と合併し、ひびき監査法人となりました。

3．四半期連結財務諸表について

「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	0.47%
売上高基準	0.13%
利益基準	5.50%
利益剰余金基準	0.60%

(注)利益基準は、一時的な要因で高くなっております。

1【四半期財務諸表】
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年9月30日)	当第3四半期会計期間 (平成26年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,962,259	2,023,738
受取手形及び売掛金	2,406,712	2,587,921
製品	631,963	605,074
仕掛品	72,095	71,270
原材料及び貯蔵品	3,245,090	4,140,177
その他	59,076	78,867
流動資産合計	9,377,198	9,507,049
固定資産		
有形固定資産		
建物	2,099,228	2,126,787
減価償却累計額	1,675,502	1,683,010
建物(純額)	423,725	443,777
土地	1,509,111	1,509,111
その他	2,059,978	2,092,394
減価償却累計額	1,743,527	1,788,304
その他(純額)	316,450	304,089
有形固定資産合計	2,249,288	2,256,979
無形固定資産	23,627	20,529
投資その他の資産		
投資有価証券	278,379	309,707
関係会社出資金	98,346	98,346
会員権	29,620	25,120
その他	181,073	215,976
貸倒引当金	10,500	10,500
投資その他の資産合計	576,919	638,651
固定資産合計	2,849,836	2,916,160
資産合計	12,227,034	12,423,209
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	840,974	715,680
電子記録債務	-	150,611
未払法人税等	106,000	106,000
賞与引当金	88,788	128,101
その他	946,440	872,864
流動負債合計	1,982,202	1,973,258
固定負債		
退職給付引当金	310,928	307,616
役員退職慰労引当金	354,283	402,233
その他	2,152	1,912
固定負債合計	667,363	711,762
負債合計	2,649,565	2,685,020

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年9月30日)	当第3四半期会計期間 (平成26年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	814,340	814,340
資本剰余金	1,043,871	1,043,871
利益剰余金	7,680,817	7,825,262
自己株式	22,640	23,548
株主資本合計	9,516,388	9,659,925
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	61,079	78,263
評価・換算差額等合計	61,079	78,263
純資産合計	9,577,468	9,738,189
負債純資産合計	12,227,034	12,423,209

(2)【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自平成24年10月1日 至平成25年6月30日)	当第3四半期累計期間 (自平成25年10月1日 至平成26年6月30日)
売上高	11,751,347	11,785,541
売上原価	7,500,585	7,606,537
売上総利益	4,250,762	4,179,003
販売費及び一般管理費	3,932,878	3,905,329
営業利益	317,883	273,674
営業外収益		
受取利息	202	277
受取配当金	4,806	5,212
為替差益	5,432	1,320
助成金収入	1,975	1,398
雑収入	3,255	2,044
営業外収益合計	15,673	10,252
営業外費用		
支払利息	92	136
雑損失	-	90
営業外費用合計	92	226
経常利益	333,464	283,700
特別利益		
受取保険金	-	148,099
特別利益合計	-	148,099
特別損失		
固定資産除却損	1,754	1,787
役員退職慰労引当金繰入額	-	46,812
会員権評価損	-	4,500
お別れの会関連費用	-	22,456
特別損失合計	1,754	75,555
税引前四半期純利益	331,709	356,244
法人税、住民税及び事業税	170,123	187,477
法人税等調整額	23,593	77,175
法人税等合計	146,529	110,301
四半期純利益	185,179	245,942

【注記事項】

(追加情報)

(法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以降に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、当第3四半期会計期間の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年10月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の37.6%から35.3%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の純額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は9,500千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 平成24年10月1日 至 平成25年6月30日)	当第3四半期累計期間 (自 平成25年10月1日 至 平成26年6月30日)
減価償却費	104,026千円	91,611千円

(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間(自 平成24年10月1日 至 平成25年6月30日)

配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年12月18日 定時株主総会	普通株式	101,517	20.00	平成24年9月30日	平成24年12月19日	利益剰余金

当第3四半期累計期間(自 平成25年10月1日 至 平成26年6月30日)

配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年12月19日 定時株主総会	普通株式	101,497	20.00	平成25年9月30日	平成25年12月20日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は食料品の製造・販売並びにこれらの付随業務を営んでおりますが、その他の事業の重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期累計期間 (自平成24年10月1日 至平成25年6月30日)	当第3四半期累計期間 (自平成25年10月1日 至平成26年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額(円)	36.48	48.47
(算定上の基礎)		
四半期純利益(千円)	185,179	245,942
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純利益(千円)	185,179	245,942
期中平均株式数(株)	5,075,775	5,074,398

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年 8月11日

株式会社大森屋
取締役会 御中

ひびき監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 橋本 義嗣 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 坂東 和宏 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社大森屋の平成25年10月1日から平成26年9月30日までの第61期事業年度の第3四半期会計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）及び第3四半期累計期間（平成25年10月1日から平成26年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社大森屋の平成26年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 四半期財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。